

社会福祉法人 恵徳会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のような行動計画を策定する。

1、計画期間 令和3年11月1日から令和6年10月31日 までの3年間

2、内容

目標1	令和6年10月31日まで、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。
-----	---

<対策>

- 週1日以上ノー残業デーを各課で設定し所定外労働の削減を目指していく
(令和3年11月から実施予定)

以上